

## 指名停止等一覧表

(期間 平成30年7月1日 ~ 平成30年9月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	有限会社関善林業	岩手県八幡平市作平109番地1	平成30年9月3日～平成30年10月2日 (1ヶ月間)	別表第2第16号 (不正または不誠実な行為)	当該事業者は、平成27年9月30日付けで東北森林管理局岩手北部森林管理署と売買契約を締結した立木販売において、取締役から社員への指揮命令、社員教育などの不備により、販売区域外(44林班へ小班)の広葉樹6本、材積6.59m <sup>3</sup> を誤って伐採した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正または不誠実な行為)及び「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4(2)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	①有限会社和光測量設計社 ②株式会社マドック ③株式会社古川測量設計事務所 ④株式会社テクノブレイン ⑤株式会社加美測量設計事務所 ⑥株式会社ウイル ⑦株式会社渡工測量設計 ⑧株式会社田中測量設計 ⑨岩倉測量設計株式会社 ⑩株式会社栄和技術コンサルタント ⑪株式会社江合技術コンサルタント	宮城県大崎市古川江合寿町1-8-10 宮城県大崎市古川江合錦町2-1-3 宮城県大崎市古川中里3-11-41 宮城県大崎市古川台町5-13 宮城県加美郡加美町字矢越191 宮城県栗原市築館字1下宮野川南12-1 宮城県栗原市築館源光4-45-2 宮城県栗原市金成小堤涌戸31 宮城県栗原市栗駒中野上野原北38 宮城県大崎市古川中里5-15-10 宮城県大崎市古川休塚三ツ江21	⑥⑨の事業者 平成30年9月3日～平成31年1月4日 (4ヶ月間) ①②③⑤⑦⑧⑩⑪の事業者 平成30年9月3日～平成30年11月2日 (2ヶ月間) ④の事業者 平成30年9月3日～平成30年10月2日 (1ヶ月間)	①～⑨、⑪の事業者 別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号 (独占禁止法違反行為) ⑩の事業者 別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号 (独占禁止法違反行為)及び別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号	公正取引委員会が、大崎市等発注の特定建設関連業務、北部土木事務所発注の特定建設関連業務又は栗原地域事務所発注の特定建設関連業務の入札等の参加者に対し、平成30年7月26日、独占禁止法第3条の規程に違反する行為を行ったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者を公表した。 このことが、①～⑨、⑪の事業者は「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)に該当、⑩の事業者は「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)及び、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号に該当するため。
3	株式会社三義	秋田県由利本荘市東梵天293-2	平成30年9月12日～平成30年10月11日 (1ヶ月間)	別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号	当該事業者の代表取締役社長ほか1名は、平成25年9月から平成28年8月までの3事業年度において、架空の外注費を計上するなどして法人税及び地方法人税を免れたほか、架空の課税仕入れを計上するなどして消費税及び地方消費税を免れたとして、平成30年8月7日、法人税法違反などの罪で秋田地方検察庁に在宅起訴された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。